

広島高等裁判所岡山支部 令和●●年(〇〇)第●●号 相続税賦課決定処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(岡山東税務署長)

令和6年4月25日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・岡山地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年10月11日判決、本資料273号・順号13891)

判 決

控訴人	甲
控訴人	丙
控訴人	丁
上記3名訴訟代理人弁護士	作花 知志
同補佐人税理士	中原 教
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	岡山東税務署長
	今井 雄二
同指定代理人	高井 義晃
同	松本 拓也
同	脇谷 春美
同	坂田 奈央
同	高橋 宏
同	赤代 道郎
同	井上 義久

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人甲(以下「控訴人甲」という。)に対して平成30年6月19日付けでした、平成26年12月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格2億7793万4000円、納付すべき税額1億0187万8600円を超える部分及び同相続税に係る過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が控訴人丙に対して平成30年6月19日付けでした、平成26年12月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格2億7793万4000円、納付すべき税額1億0187万8600円を超える部分及び同相続税に係る過少申告

加算税の賦課決定処分を取り消す。

4 処分行政庁が控訴人丁に対して平成30年6月19日付けでした、平成26年12月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格2億7791万2000円、納付すべき税額1億0187万0600円を超える部分及び同相続税に係る過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

5 被控訴人は、控訴人甲に対し、33万円及びこれに対する令和2年6月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（略語は新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ）

1 本件は、①控訴人らが、被相続人乙（本件被相続人）の相続（本件相続）に係る相続税（本件相続税）の各申告及び各修正申告を行い、相続財産のうちの農地（本件各農地）について、不動産鑑定士が作成した意見書記載の価格（総額1億1400万円）に基づき各更正の請求を行ったところ、処分行政庁が、本件各農地の価額を財産評価基本通達（昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17による国税庁長官通達（ただし、平成29年9月20日付課評2-46ほかによる改正前のもの）。本件評価通達）に基づき算定した価額（総額2億1769万4994円。本件評価額）として各更正処分（本件各更正処分）を行うとともに、過少申告加算税の各賦課決定処分を行ったこと（本件各更正処分と併せて本件各課税処分）について、本件評価額は、本件相続開始時の本件各農地の時価を上回っており違法である等と主張して、その取消しを求めるとともに、②控訴人甲が、本件相続税の課税に際して行われた広島国税局職員による調査時の言動に違法があったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金33万円（慰謝料30万円、弁護士費用3万円）及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和2年6月12日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、本件評価通達の定める評価方法によって算定された本件評価額は本件各農地の時価を上回るものではなく、本件各課税処分に違法はないし、広島国税局職員の本件相続税に係る税務調査（本件調査）に違法はなかったとして、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが本件控訴をした。

2 前提事実、関係法令等の定め、被控訴人の主張する本件各課税処分の根拠、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決17頁2行目の「水位」を「推移」と改め、後記3のとおり当審における控訴人らの主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」2～6（原判決2頁25行目～19頁15行目。別紙1～9を含む）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人らの主張

（1）争点1（本件各課税処分の適法性）に関する控訴人らの主張

「取引事例一覧（日本鑑定士協会連合会のデータベースより）」と題する書面（甲103）によると、10a当たり200万円から300万円とする精通者意見価格（本件精通者意見価格）は実態を反映していないから、このような本件精通者意見価格等をもとにして定められた倍率は誤りであり、そうすると、このような倍率を乗じて計算した金額により評価された本件評価額は本件各農地の客観的交換価値を示すものとはいえず、適正な時価を上回るものであって違法である。

（2）争点2（本件調査の違法性と控訴人甲の損害）に関する控訴人甲の主張

E主査（E主査）は、平成30年6月7日、控訴人甲、H税理士（H税理士）T弁護士（T弁護士）及びX弁護士（以下「X弁護士」という。）らと面談した際、X弁護士から、「こんな書面（甲95。本件書面）でお金が回収できると思ったのですか」と質問されて、興奮し、両こぶしを机にバンと幾度か叩き付けながら部屋中に響き渡るほどの怒鳴り声を発して、「そんな言い方は失礼じゃないか」、「私は一人で来ているのに、そっちは大勢で取り囲んで…」などと言って激昂し、X弁護士を恫喝して黙らせた。このようなE主査の言動は、控訴人甲の面前で、控訴人甲の代理人弁護士であったX弁護士に対して行われたものであるから、税務調査において公務員として許される社会的に相当な範囲を超えた違法なものであったことは明白である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所の判断は、次のとおり改め、後記2のとおり当審における控訴人らの主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1、2（原判決19頁17行目～43頁12行目。別紙3、4、6～10を含む）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決21頁11行目の「農業経営基礎」を「農業経営基盤」に改める。
- (2) 原判決25頁2行目の「周辺住宅」を「周辺住宅地」に改める。
- (3) 原判決30頁1行目の「行うかは」を「行うかについては」と改め、その後に「法令上別段の定めはなく、」を加える。
- (4) 原判決39頁13行目から14行目にかけての「T弁護士ら」を「T弁護士及びX弁護士ら」に改める。
- (5) 原判決41頁24行目末尾に改行して次を加える。

「さらに、控訴人甲は、本件被相続人が小切手を振り出す方法よりG（G）に5000万円（本件金員）を渡しているところ、これは、Gが必要になったときにいつでも本件金員を使えるようにするためであって、本件金員が預け金でないことの重要な手がかりである、F銀行●●支店における本件被相続人名義の総合口座からの払戻請求書等（前記認定事実ウ）はG作成であるところ、これは、Gの都合で本件金員を移動できることを示しており、本件金員がGに贈与されたことを裏付けるなどとも指摘する。

しかし、そもそも、いずれの事情についても、本件金員がGに預けられたのではなく、贈与されたものであることを強く推認させるとはいえない。しかも、E主査は、本件調査当時、上記小切手の存在を把握していなかったところ（乙92）、Gが、F銀行●●支店のG名義の定期預金口座に入金された本件金員の原資はF銀行●●支店の本件被相続人名義の総合口座の金員であることを認めていたから（乙92）、それ以上、本件被相続人名義の上記口座に入金されていた金員の原資にまで遡って調査することが必要であったとはいえず、E主査が、本件調査当時、上記小切手の存在を把握していなかったのはやむを得ない。また、仮に、上記払戻請求書等がG作成であるとしても、E主査が、本件調査時に、そのことを認識することは困難であるし、加えて、F銀行においては口座名義人以外の者が出金する場合は口座名義人に意思確認をしており、上記各払戻しの際にも名義人である本件被相続人の意思を確認しているから（乙79）、Gが本件金員を全く自由に行うことができたものではない。」

- (6) 原判決43頁4行目から5行目にかけての「仮押え」を「仮差押え」に改める。

2 当審における控訴人らの主張に対する判断

(1) 争点1に関する控訴人らの主張について

控訴人らが上記主張の根拠とする「取引事例一覧（日本鑑定士協会連合会のデータベースより）」と題する書面（甲103）は、作成者が不明である上、どのような基準で選択した物件の単価を記載したものか、物件の所在地はどこかなどが全く不明であるから、上記書面の存在は、およそ本件精通者意見価格の信用性を揺るがすとはいえない。

したがって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

(2) 争点2に関する控訴人甲の主張について

E主査の言動に関する控訴人甲の上記主張については、これと同旨の同人の陳述書（甲83）及び供述のほか、平成30年6月7日の面談に同席していたH税理士の陳述書（甲84）及び供述、T弁護士及びX弁護士の各陳述書（甲85、86）が存在する。

そして、E主査は、上記面談におけるX弁護士とのやり取りの際に、少し声が大きくなったり、興奮してきつい言い方になったりした部分はある旨供述等するように（乙92、証人E）、上記面談を記録した録音（甲82の1）中にも言い合いとなっていることをうかがわせる箇所はある。

しかし、E主査は、控訴人甲の上記主張に係る、机をたたき、X弁護士を恫喝するなどの言動をとったことについては否定する供述等（乙92、証人E）をしている上、上記録音には、上記主張に係るE主査の言動自体は記録されていない。この点、上記録音を行ったH税理士は、機器の容量の関係で録音開始後58分13秒以降の録音が中断した、上記主張に係るE主査の言動は録音中断後にあったと説明するが（甲82の2）、録音中断の原因が機器の容量にあったことを裏付ける証拠はないし、わざわざ、上記面談の一部始終を録音するために用意したはずであるにもかかわらず、60分にも満たない段階で機器の容量が原因で肝心の場面が録音されずに中断したとは考え難く、H税理士の上記説明どおりに認めることはできない。

そうすると、控訴人甲、H税理士、T弁護士及びX弁護士の上記陳述書や供述をたやすく採用することはできず、その他に、E主査の言動に関する控訴人甲の上記主張を認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人甲の上記主張を採用することはできず、この点について本件調査の違法をいう控訴人甲の主張は理由がない。

3 以上によれば、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 河田 泰常

裁判官 木村 哲彦

裁判官 國屋 昭子